

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成11年度に男女共同参画基本計画を策定して以降、第2次計画（平成17～21年度）、第3次計画（平成22～26年度）、第4次計画（平成27～31年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

第1次計画策定から21年、高山市男女共同参画推進条例の制定（平成15年施行）から17年が経過しましたが、その間、少子高齢化の進展などによる労働人口の減少、経済情勢や就労形態の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、女性をはじめ、多様な人材の能力を活用することは、社会の多様性と活力を高め、持続可能な社会を実現する上でますます重要になっています。

第4次計画までの継続的な取り組みにより、教育現場での男女の平等感やワーク・ライフ・バランスの認知度の上昇、事業所での各種制度や取り組みの導入率の増加など、着実な成果も見られますが、家庭や地域社会では、性別による固定的役割分担意識が依然としてあり、女性の政策・方針決定過程への参画が十分に進んでいない状況などがあります。また、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進や職業生活における女性活躍の推進に加え、多様な性への理解など、新たな課題への対応も求められています。

このような社会情勢の変化と、「第4次男女共同参画基本計画」の成果を踏まえて、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、市、市民、事業者及び地域などの多様な主体との協働により、誰もが多様な生き方や働き方を選択することができ、個性や能力に応じて活躍できる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

- ①男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として策定します。
- ②高山市男女共同参画推進条例第8条に基づく「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画」として策定します。
- ③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と一体のものとして策定します。
- ④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体のものとして策定します。

3. 計画期間

令和2年度～